

答 申 書

1 はじめに

水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインであり、常に安全で安心な水の安定供給が求められている。

矢板市の水道事業は、昭和 39 年 11 月に給水開始して以来、市勢の発展とともに増大する水需要に対応するために、3 期にわたる拡張事業を実施してきた。

しかし、近年は人口減少、節水機器の普及、節水意識の向上等により、使用水量は減少傾向にあり、それに伴い水道事業経営の根幹をなす水道料金収入は減少の一途をたどっている。

平成 7 年 4 月以来、料金を据え置きながら事業運営を継続するため、民間への一部業務委託化や組織改編による職員削減などによる経営合理化に努め、現行料金を維持してきたが、今後も水需要の増加が見込めない中で、これまで建設してきた水道施設が耐用年数を迎え、老朽管の更新や耐震化などへの多額の費用が必要となっており、企業努力だけでは吸収しきれない厳しい状況になっている。

当審議会では、こうした状況を踏まえ、平成 31 年 3 月に策定した「矢板市水道事業基本計画(新水道ビジョンと経営戦略)」に基づき、水道事業の現状、財政状況と今後の見通し、料金体系の在り方などについて慎重に審議を重ね、水道事業が与える市民生活、経済活動への影響等を十分に考慮した上で、次のとおり意見が集約されたので答申する。

2 水道料金の改定について

矢板市の水道事業が抱えるあらゆる課題に対応するには、財源の確保が必要とされる。

しかし、施設の耐震化及び老朽管の更新計画から必要な額を算出し、これに人口減少等の将来推移から収益を推計すると、令和 4 年(2022 年)に収入と支出の収支が逆転し、財政赤字となる。

このことから、将来にわたって水道サービスの提供を安定的に持続可能となるように「安全」「強靱」「持続」を基本方針として矢板市水道事業基本計画を策定しており、経営戦略として水道料金を改定することが必要であると判断した。

3 料金算定期間について

水道料金は、利用者の日常生活に密接に関係しているため、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましいとされており、このことから、矢板市水道事業基本計画期間との整合を図り、令和 3 年(2021 年)から令和 10 年(2028 年)までの 8 年間とすることが妥当であると判断した。

4 料金体系について

水道料金の算定方式については、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づく総括原価方式を基に算定した。

料金体系は、現行の二部料金制で、基本料金は口径別料金体系とし、従量料金は単一従量料金制と現行どおりとした。

今回の変更点は、家庭用（口径13mm、20mm）の基本水量の縮小と中大口径（口径25mm以上）の基本料金の値上げとし、以下のとおりと考える。

(1) 基本料金

家庭用水道料金の激変に配慮するとともに、利用者の不公平感の解消に努めるため家庭用（口径13mm、20mm）については、基本水量を10m³から5m³に縮小する。中大口径（25mm以上）の基本料金は、施設整備のコスト責任があることから、現行料金を値上げとすることが妥当である。

(2) 従量料金

中大口径の基本料金の値上げにより、負担の公平性と安定的な料金収入確保の双方の観点から配慮できたため、現行料金を維持することが妥当である。

5 水道料金表（案）

水道料金表（案）については、次のとおりとする。

（円、税抜）

種別	メーターの口径	基本料金(1月につき)		従量料金 (1m ³ につき)
		水量	料金	
専用	13mm	5m ³	1,400	5m ³ を超える分 150円
	20mm	5m ³	2,200	
	25mm	—	4,500	150円
	30mm	—	6,625	
	40mm	—	11,875	
	50mm	—	18,500	
	75mm	—	41,375	
	100mm	—	74,250	
	125mm	—	116,375	
	150mm	—	167,500	

6 料金改定の時期

市民への周知期間及び新料金改定の準備期間を考慮して、令和3年4月とすることが妥当である。

7 付帯意見

(1) 料金改定の市民周知

水道料金の値上げは、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、水道事業の現状や料金改定の必要性について、十分な周知による市民の理解が不可欠であり、具体的でわかりやすい資料の作成や丁寧な説明を行うなど、きめ細かい対応に努めること。

(2) 水道施設の耐震化、更新事業の計画的な実施

水道施設の破損による漏水・断水は、市民生活や経済活動に大きな影響を与え、有収率の低下や安定供給に影響を与える。水道施設については、老朽化が進んでおり、長寿命化や耐震化等の更新を行っていく必要がある。施設の更新については、計画的に行うこととし、水需要の動向を見据えて、施設の能力や配置について検討し合理化を進めていくこと。

(3) 経営の健全化

企業の撤退や水道離れが懸念される中で、今後もさらなる経営の合理化、効率化など、一層の経営の健全化に努めること。また、水道事業を取り巻く様々な課題に対応し、今後の水道事業を持続可能なものとするため、必要な内部留保資金の確保に努めること。

今後は、経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえた上で、適正な料金の見直しを行うこと。

(4) 水道料金収入の増加に向けた取り組み

水道料金の減収の要因が、人口減少、節水型社会への転換など、社会構造の変化によるものであるため、現時点では水道事業として特段の対策をとることが困難であると思われるが、市全体の取り組みとして、市の魅力を高めることによる人口増加策や企業誘致など、水需要の増加につながる施策を推進すること。

附属資料

- 1 諮問書（写）
- 2 矢板市水道料金審議会 委員名簿
- 3 矢板市水道料金審議会 開催状況
- 4 水道料金改定による新旧料金体系